

お知らせ

障がい者タクシー利用助成券の交付

平成30年度に利用できるタクシー利用助成券を4月2日頃から交付します。

対象 町内在住で、次の①②両方に該当する人

① 次のア・イ・ウの手帳を持って
いる人（判定期間内のもの）

ア 1級～3級の身体障害者手帳

イ AまたはB判定の療育手帳

ウ 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳

② 申請の時に、施設に入所や病院
に入院していない人

交付枚数 申請月から1月当たり
3枚（1枚570円）

交付窓口 介護福祉課、広田支所

持ってくるもの 手帳、印鑑（代理申請の場合は代理人の印鑑）

問 介護福祉課障がい福祉係 ☎（962）7255
広田支所 ☎（969）2111

タクシー利用助成券見本



はり・きゅう・マッサージ施術費助成券の交付

平成30年度に利用できるはり・
きゅう・マッサージ施術費助成券
を4月2日頃から交付します。

対象 次の①②のいずれかに該当
する人

① 70歳以上の在宅高齢者

② 次のア・イの手帳を持っている人

ア 1級～3級の身体障害者手帳

イ A判定の療育手帳

施術事業者 助成券発行時に施術
事業者一覧をお渡しします。

※登録済みの施術事業者以外で助
成は受けられません。

交付枚数 申請月から1月当たり
1枚（1枚1,000円）

交付窓口 介護福祉課、広田支所

持ってくるもの 手帳、印鑑

問 介護福祉課高齢者福祉係 ☎（962）6118
広田支所 ☎（969）2111

4月から変更となる課名・係名と主な業務内容

上下水道課を新設し、生活環境課にごみ対策係を新設しました。

問 総務課総務管理係 ☎（962）6110

課名	係名	主な業務内容
上下水道課 (新設)	下水道管理係	下水道・農業集落排水の普及促進、下水道使用料・受益者負担金
	下水道工務係	下水道施設の管理、下水道工事、下水道整備計画、農業集落排水施設の管理
	水道管理係	水道料金、水道事業の経営、水道事業計画
	水道工務係	水道施設の管理、水道工事、水道水質の管理、水量の確保
生活環境課	環境衛生係	地球温暖化対策、公害対策、動物愛護、墓地、生活排水対策
	浄化槽係	浄化槽の保守点検、浄化槽の設置届出、浄化槽施設の管理運営
	ごみ対策係	ごみ処理、し尿処理、廃棄物処理施設の管理

----- 切り取り -----

とべ温泉湯砥里館の入浴料を割引します

とべ温泉湯砥里館では、皆さんに日頃の感謝を込めて、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで利用できる入浴料100円割引チケットを作成しました。

つきましては、本ページの裏面が入浴割引チケットとなっていますので、本券部分を切り取ってご利用ください。なお、本券はとべ温泉湯砥里館と地域振興課でも配布しています。

本券をご利用の際には次の内容にご注意ください。

- 券売機で割引用入浴券を購入し、フロントに本券を提示し割引用入浴券をお渡しください。
- 回数券、その他の割引券との併用はできません。
- 本券の有効期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日です。（※期間内、複数回使用可）
- 本券は1枚で1グループがご利用いただけます。
- 本券は現金との交換はできません。

住民異動届けなどの休日窓口を開設します

4月1日回到住民異動届けなどの窓口を臨時で開設します。

平日、窓口に来られない人は、ぜひご利用ください。

日時 4月1日(回)9時～17時

場所 戸籍税務課住民係窓口

取り扱う業務

- 転入、転出、転居などの住民異動届け
- 印鑑登録申請
- 戸籍の届け
- 通知カードの再交付やマイナンバーカードの申請
- マイナンバーカードの受け取り

○住民票・戸籍・印鑑・所得(課税)などの証明書の発行

必要なもの

○運転免許証などの本人確認書類

○マイナンバーカードまたは通知カード

注意事項

住民異動に伴う保険・児童手当などの手続きは、休日窓口ではできません。

※詳しくは事前にお問い合わせください。

問 戸籍税務課住民係 ☎(962)2026

交通災害共済のお知らせ

愛媛県市町総合事務組合の「交通災害共済」は、最高100万円の見舞金を受け取れる、身近で手軽な公的共済制度です。

平成30年度加入の受け付けを開始していますので、万が一の事故に備え、ぜひご加入ください。

掛け金(一人年額)

○一般 700円

○中学生以下 300円

共済期間 4月1日～平成31年3月31日

※期間途中で加入する場合は、掛け金を納めた日の翌日から平成31

年3月31日までとなります。

対象 町内在住で、住民登録している人

※加入者の被扶養者で町外に居住している人も加入できます。

※加入者の被扶養者で町外に居住している人も加入できます。

申込方法 役場1階会計課か町内の金融機関で、申込書兼納付書により掛け金をお支払いください。

※申込書兼納付書は、総務課危機管理係で発行します。加入を希望する人は、お問い合わせください。

問 総務課危機管理係 ☎(962)6110

土地価格等縦覧帳簿などの縦覧

土地および家屋価格などの縦覧は、4月2日から行います。

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算出される税額を固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税の納税義務者は、町内全ての土地や家屋の価格を確認することができます。

また、納税義務者は、固定資産課税台帳の本人資産に係る部分について常に見ることが出来ます。

期間 4月2日(回)～5月1日(回)

(土・日曜日、祝日を除く)

時間 8時30分～17時15分

場所 戸籍税務課固定資産税係

土地・家屋こんなときには変更届を戸籍税務課へ提出してください。

○家屋を取り壊した場合

○農地を宅地、駐車場、資材置場などに変更した場合

○未登記家屋の名義を変更したい場合

※変更届の用紙は、戸籍税務課固定資産税係にあります。

※法務局へ滅失届や地目変更届を提出した人は必要ありません。

問 戸籍税務課固定資産税係 ☎(962)20091

-----切り取り-----

とべ温泉 湯砥里館 ゆとりかん

入浴割引チケット

当日入浴料金より **100円引**

有効期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

※ご利用の際には裏面の注意事項をご確認ください。

〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1902-3 ☎(089) 962-7200



四国 えひめ 砥部

休館日

毎月1日・20日(土・日曜日、祝日の場合その翌日)

ペットボトルのラベルをはがしましょう

容器包装リサイクル法の品質基準として追加されたことにより、平成29年10月1日から、ペットボトルのラベルはがしを義務付けています。

いまだにラベルのはがされていないものがあります。ラベルのはがされていないものは、違反ごみとして収集されません。

皆さんのご協力をお願いします。
 問 生活環境課環境衛生係 ☎(062)7446



●ペットボトルの出し方

①キャップをはずす



②ラベルをはがす



③中をすすぐ



④分別して排出
 ※つぶす場合は、横方向（スルメ状）につぶしてください。



愛媛マンダリンパイレーツ中予広域の日



VS

読売ジャイアンツ (3軍)

中予市町の特産品が当たる大抽選会などイベントが満載。町内の小・中学生は無料ご招待します。

日時 4月1日 13時試合開始
 (開場予定12時)

場所 坊っちゃんスタジアム

入場料 (全席自由)

○町内在住の小・中学生は無料
 小・中学校で配布したチラシを入場口特設ブースのスタッフに渡すと入場券1枚と交換できます。

※当日500円・前売り400円

○町内在住の一般人(高校生以上) 当日1,000円・前売り800円。

○未就学児は無料

問 地域振興課地域振興係 ☎(062)72288

消費者力アップ通信 (架空請求に注意してください)

【相談事例】

携帯電話に「登録料金の未納があり、連絡がない場合は法的手続きに移行する。」という内容のメールが届いた。送信元として大手通販サイト名が掲載されていたが、このサイトを利用したことはない。どうしたらよいか。

【アドバイス】

◆送信元の名前などに聞き覚えがあっても、安易に信用せずに心当たりのないメールなどにはこちらから連絡しないようにしてください。

◆連絡してきた消費者に対し、ギフト券を購入させ、ギフト券の番号を聞き出すというのは典型的な詐欺の手口です。応じないようにしましょう。

◆不安なことがあれば、すぐに相談しましょう。

受付時間 9時～17時

※毎週木曜日と第3金曜日は、専門の相談員が対応します。

問 相談窓口(地域振興課内) ☎(062)222000
 消費者ホットライン ☎11888